

国立民族学博物館特別研究運営会議規則

平成28年6月28日
規則第 2 号

(設置)

第1条 国立民族学博物館特別研究の運営及び個別プロジェクトの推進に当たって、必要な事項について審議するため、特別研究運営会議（以下「会議」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 特別研究の戦略に関する事項
- (2) 特別研究の計画策定に関する事項
- (3) 特別研究の点検・評価に関する事項
- (4) その他特別研究に関する事項

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副館長（研究・国際交流・IR担当）
- (2) 各研究部長
- (3) 学術資源研究開発センター長
- (4) その他館長が必要と認めた者

2 必要に応じ、個別プロジェクトの代表者に出席を求めるものとする。

(任期)

第4条 前条第4号に掲げる委員の任期は、委嘱した日の属する年度の末日までとし、再任は妨げない。

(議長)

第5条 会議に議長を置く。

- 2 議長は、副館長（研究・国際交流・IR担当）をもって充てる。
- 3 議長は、会議を招集する。

(副議長)

第6条 会議に副議長を置くことができる。

- 2 副議長は、議長が指名する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第7条 会議は、委員（外国出張等海外渡航者を除く。）の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第8条 会議が必要と認めるときは、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取する

ことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、研究協力課において処理する。

附 則

この規則は、平成28年6月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。